様式第１号（第７条第１項）

茨城県農業ビジネス保証制度認定申請書

年　　　月　　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名

代表者　　　　　　　　　　　　　印

現住所

県内事業所の所在地

連絡先電話

下記により融資を受けたいので，融資条件等の認定を申請します。

記

１　業種

２　資本金

３　従業員（パートを除く）　　　　人

４　営業開始　　　　年　　　　月から

５　県内事業所における営業　　　　年　　　　月から

６　融資の申込内容

（１）申請金額　　　　千円　（内訳）設備　　　　千円・運転　　　　千円

※資金使途は，県内において営む農業の実施に必要な運転資金および設備資金とする。

商工業の実施に必要な資金と農業の実施に必要な資金が混在する資金を含む。

（２）融資期間　　設備　　　年　　　月（うち据置期間　　　年　　　か月）

運転　　　年　　　月（うち据置期間　　　年　　　か月）

（３）融資利率　　年　　　　　パーセント

（４）返済方法　　一括返済・分割返済

（５）具体的な資金使途

（６）融資を受ける時期

（７）融資希望金融機関　　　　　　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　　　　支店

７　添付書類

（１）許認可等の必要な業種にあっては，許認可等の写し

（２）県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）

（３）見積書（設備資金の場合）

（４）茨城県農業ビジネス保証制度事業計画書

（５）商工業を営むことを確認できる書面（下記書面のいずれか一つ以上を添付）

確定申告書の写し，開業届の写し，事業用建物の賃貸借契約書の写し，発注書の写し，その他商工業を営むことを確認できる書面

（６）県内で農業を営むことを確認できる書面（下記書面のいずれか一つ以上を添付）

確定申告書の写し，耕作証明書，営農証明書，県内農地の登記事項証明書・賃貸借契約書の写し，その他県内で農業を営むことを確認できる書面

上記の者は，本制度の融資対象の要件に該当することを認めます。

年　　月　　日

（認定機関の長）　　　印

（注）１　この認定にかかわらず，取扱金融機関の審査の結果，融資を受けることが適当でないと認められるときは，融資を受けられないことがあります。

２　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても，上記で認定された範囲内で，融資金額，融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。

また，上記で認定されたこと以外の融資条件等については，すべて取扱金融機関または保証協会所定の条件によることとなります。

３　この認定書の有効期間は，概ね１か月です。